

ID: 1007

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	種馬鈴しょ生産者の登録の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 第10条		
例 規 番 号	昭和27年北海道条例第67号		
【根拠条文】 (取消し等の処分) 第10条 登録生産者又は登録販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その登録を取り消すことができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく知事の命令に違反したとき。 (2) 種馬鈴しょに関し、植物防疫法第13条第4項の規定に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日